株式会社ハブ(以下当社)が発行するハブメンバーズカードを使用して、会員が利用するハブメンバーズカード電子マネーは、資金決済法の改正法令が2021年5月1日より施行されたことに伴い、下記の内容の通り対応方針を周知いたします。

【前払式支払手段の名称】

ハブメンバーズカード電子マネー

【発行事業者】

株式会社ハブ

東京都千代田区外神田 3 丁目 14-10 秋葉原 HF ビル 7 階

【支払可能金額等】

●チャージ方法

店舗:現金のみ

アプリ・WEB: クレジットカードのみ

●1回あたりのチャージ金額の単位

1,000 円

●カード1枚あたりのチャージ金額の上限

1回あたりの入金上限額は49,000円、保有上限額は100,000円

【有効期限】

最終入金日の翌日から3年

【利用可能な施設】

株式会社ハブの運営する英国風 PUB (HUB・82) 全店でご利用いただけます。

【利用可能残高の確認方法】

残高照会のページで確認することができます。

【利用上のご注意】

- ●理由の如何を問わず、ハブメンバーズカード電子マネーの再発行は致しません。ただし、チャージ型のカード 媒体が破損した場合は、当社が定める一定の条件に基づき、新しいカードを当該破損カードと引換えに発行し、 その利用残高の移行を行う場合があります。
- ●理由の如何を問わず、ハブメンバーズカード電子マネーに関して、当社が特に認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻は一切いたしません。

【約款等の有無】

- ●ハブメンバーズカード電子マネーの利用条件は、「ハブメンバーズカード利用規約」(これに付随する特約を含む)をご確認ください。
- ●ハブメンバーズカードアプリの利用条件は「ハブメンバーズカードアプリ規約」(これに付随する特約を含む) をご確認ください。

【利用者資金の保全方法】

●資金決済に関する法律第14条1項の規定の趣旨

前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済法の規定に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の額の発行保証金を管轄法務局等に供託等することにより資金保全することが義務づけられています

●資金決済に関する法律第31条1項の規定の趣旨

万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済法第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます

- ●発行保証金の供託、発行保証金保全契約または発行保証金信託契約の別 当社が発行するハブメンバーズカード電子マネーの利用者の保全方法は次の通りです
- ・東京法務局へ金銭による供託

【無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針】

●補償の条件

ハブメンバーズカード電子マネーの利用者がハブメンバーズカードを第三者に取得され、利用者の意思に反して、 ハブメンバーズカード電子マネーが利用または処分等されたことにより、利用者に損失が発生した場合、当社は、 利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した損失について、原則としてこれを 補償します

ただし、当社に申告した内容、当社がおこなった調査の内容その他の事情を勘案の上、以下のいずれかに該当すると当社が合理的に判断した損失の全部、または一部について補償を行わないこととします

- ・利用者の故意もしくは重大な過失に起因して発生した損失
- ・利用者の家族、近親者、同居人、関係者等利用者の許可に基づきハブメンバーズカード、ハブメンバーズカードアプリを利用する者がおこなった不正利用である場合
- ・当該申し出の全部または一部が虚偽である場、またはその疑いがある場合
- ・利用者が不正利用に関して不当な利益を得ているもしくは不正利用に協力をしていた場合、またはその疑いが ある場合
- ・その他上記に準ずる行為があり、当社が不正利用、またはその疑いがあると判断した場合

●補償手続き及び調査協力の注意事項

利用者が当社に対して補償を求める場合は、下記補償手続きの内容に従った手続きを行うとともに、当社による調査に協力する者とします

利用者が当該手続きを怠った場合には、利用者に生じた損失の全部または一部について、当社はその責任を負わないことがあります

●補償手続き、手続きの期日及び必要資料

補償手続きのために、利用者は損失が発生した日(継続して複数回の損失が発生した場合はその最終の損失発生

日)から 60 日以内に、当該損失が発生した事実を当社及び、警察に申告しなければならないこととします。また、当社に対して以下の内容を、必要な資料を添付し申告する者とします

- ・損失額
- 損失発生日
- ・損失発生の経緯
- ・その他当社が通知を求めた事項

●他者への被害の拡大防止の為の情報提供、及び公表

当社は、不正取引が発生した場合、またはその恐れがある場合について、当該不正取引の態様を踏まえ、被害の拡大(二次被害)を防止するために必要があると判断したとき、類似の事案の発生を回避するために有益であると判断したとき、また被害額や件数等の事情において社会的な影響が大きいと認められるときは、速やかに連携先と協力のうえ、必要な情報を公開します

【お問い合わせ先及び補償に関する相談窓口】

フリーダイヤル:0120-937-852 (平日 10:00~19:00)

〒101-0021 東京都千代田区外神田三丁目 14番 10号 秋葉原 HF ビル 7F

株式会社ハブ ハブメンバーズカードお問い合わせ窓口